

○渡島廃棄物処理広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(平成23年10月23日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 事務用機器、電気機器、通信用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2) 施設等の管理業務、その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの

(契約の期間)

第3条 前条各号に掲げる契約の期間は、次に定めるとおりとする。

(1) 前条第1号に規定する契約にあつては、5年以内とする。

(2) 前条第2号に規定する契約にあつては、6年以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。